

サービスエリア等資産譲渡代金の還元策に関する検討委員会 (第1回)

日時：平成20年6月11日(水)

10:00～

場所：国土交通省4階特別会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 道 路 局 挨 拶
3. 出 席 者 紹 介
4. 委 員 長 挨 拶
5. 資 料 説 明
6. 議 事
 - (1) 還元策について
 - (2) その他
7. 閉 会

サービスエリア等資産譲渡代金の還元策に関する検討委員会

委員名簿

委員長

吉野 直行 慶応大学経済学部 教授

委員

朝倉 康夫 神戸大学大学院工学研究科 教授

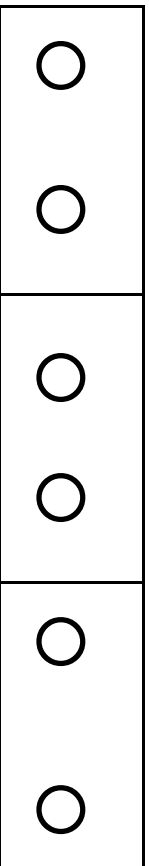
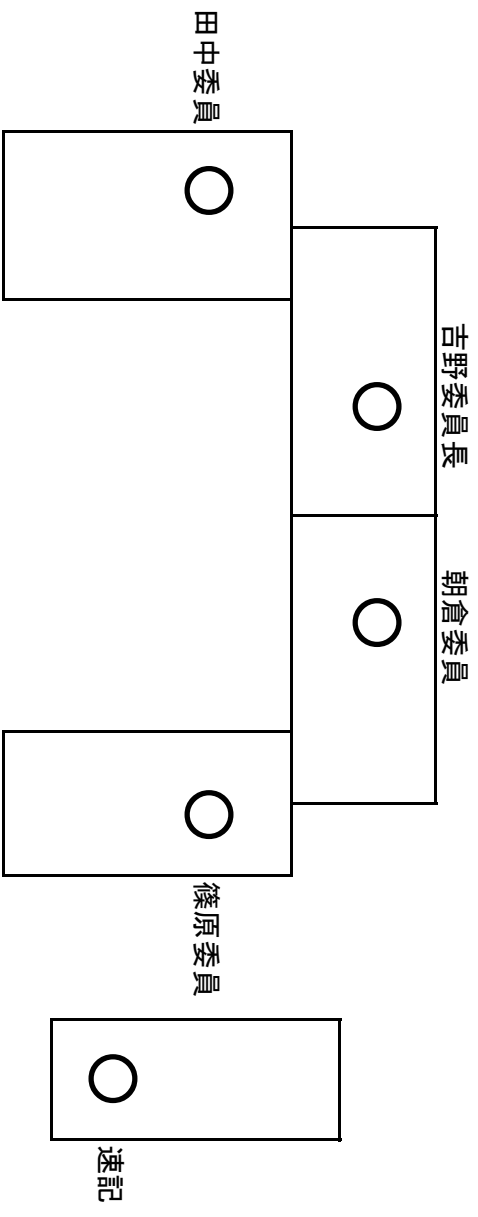
篠原 徹 日本商工会議所 常務理事

田中 弥生 独立行政法人大学評価・学位授与機構 准教授

(五十音順 敬称略)

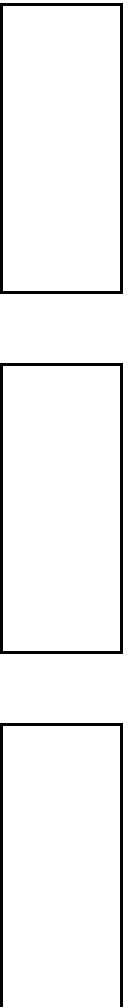
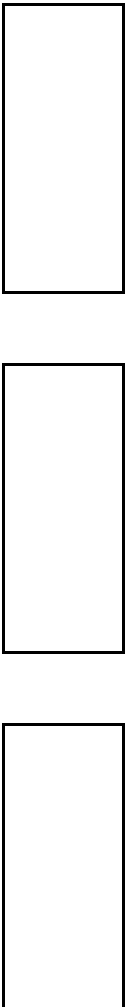
サービスエリア等資産譲渡代金の還元策に関する検討委員会

平成20年6月11日10:00～12:00
国土交通省3号館4階特別会議室

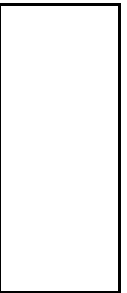
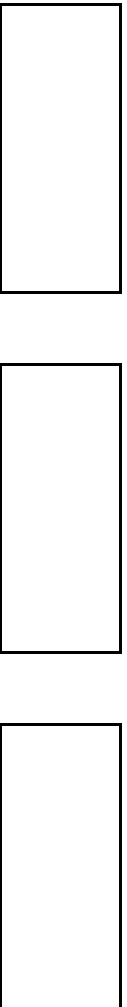


(財) 高速道路 廣瀬有料 原田道路 荒川総務 中村高速道路 佐々木専門官
交流推進財団 道路課長 局次長 課長 経営管理室長 (司会)
水谷常務理事

事務局



傍聴席



入口

還元策に関する検討を行うに至った経緯

1. 旧道路公団時代においては、サービスエリアは、道路施設協会が設立された昭和40年以来、財団法人により運営されてきた。当時において、サービスエリア事業は、採算性が重視される営利事業として、というよりも、トイレや休憩など、特に長距離の高速道路利用者の最低限のニーズを満たすための施設の提供として考えられており、財団法人が運営主体となっていた。

しかしながら、時代を下るにつれ、サービスエリアに求められる役割も次第に高度化し、民営化が議論される頃には、利用者サービスの向上を図る観点から、民間企業の経営ノウハウを活用した運営が求められるようになっていた。

2. 民営化に関する平成15年3月の政府・与党協議会においては、サービスエリア事業等の運営は、民営化された高速道路会社に委ね、民間の経営ノウハウを最大限活用することとし、財団法人は事業から撤退することが決定された。

その際、財団法人は、保有資産を活用し、公益事業を行うことにより、高速道路利用者に還元すべきこととされた。

これらに基づき、平成18年4月、当時2つに分かれていた財団法人は、高速道路会社に関係資産・事業を譲渡するとともに、1つの法人に統合、(財)高速道路交流推進財団と改称され、譲渡代金の運用益等を活用し、高速道路利用に係る障害者の支援に関する事業などの公益事業を実施してきた。

3. 財団の保有資産の取扱いについては、国土交通省内においても検討されてきましたが、これらの資産が従来の高速道路利用者の御負担によるものであることから、広く一般の高速道路利用者に、一層目に見える形で、還元を進めるため、

- ・ 財団の保有資産については、学識経験者等による、国民から納得の得られる第三者機関を設置し、客観的な視点で用途を決定する
- ・ 財団は20年度から順次、事業等を整理・縮小し、5年後を目途に解散する

との方針をまとめ、本年1月23日の参議院本会議において、国土交通大臣が同旨の答弁を行っている。

4. こうした経緯を踏まえ、本検討委員会において、用途について御議論をいただき、その結果を受け、国土交通省が財団に対し、保有資産の利用者還元に関する要請を行うこととしている。

道路関係四公団の民営化の枠組み

◇民営化の目的

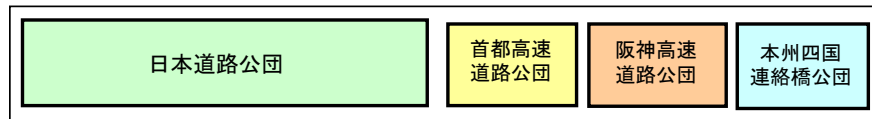
- 約40兆円に上る有利子債務を確実に返済
- 会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担による真に必要な道路を建設
- 民間ノウハウの発揮による多様で弾力的な料金設定やサービスを提供

◇民営化の基本的枠組み

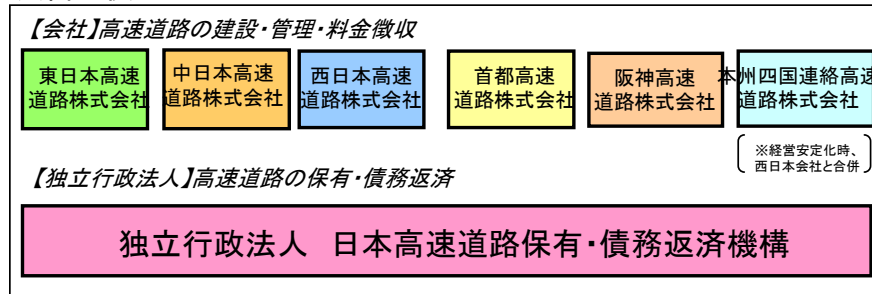
- 道路の建設・管理・料金徴収等を行う会社と、道路資産の保有と債務返済を行う機構を設立
- 道路公団は3社に分割
- 債務を民営化後45年以内に返済し、無料開放

【民営化の概要】

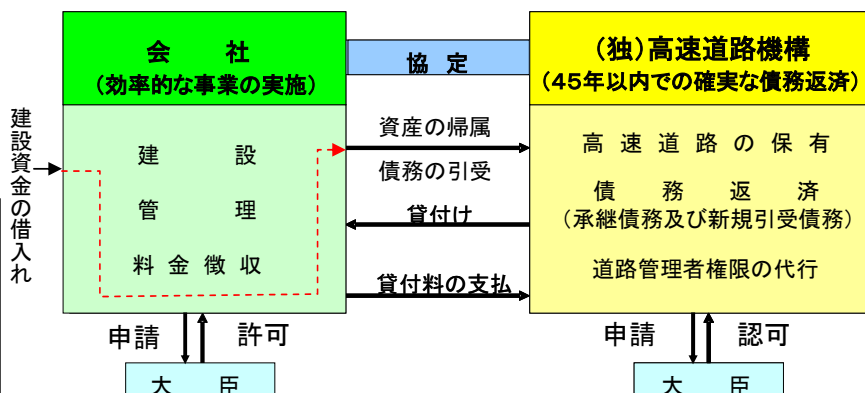
民営化前



民営化後



【会社と機構による高速道路事業の実施スキーム】

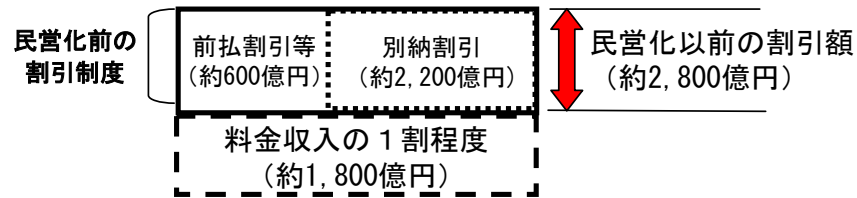


道路関係四公団の民営化の成果①

◇料金の引き下げ

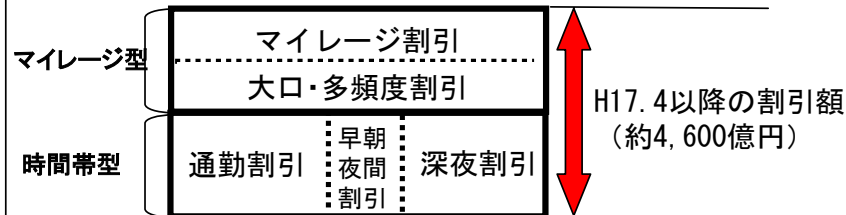
○高速自動車国道の料金については、民営化以前からの割引額(約2,800億円)に加えて、収入の1割(約1,800億円)の割引を実施。

民営化前の割引



* 高速自動車国道の料金収入
約1.8兆円/年

民営化後の割引



◇コスト削減

○約20兆円の建設費(※)をほぼ半減(約10.5兆円)。
(※15年度以降の高速自動車国道の残事業費)

◇民間のノウハウを活かした会社企画による割引

○地域周遊など観光振興を図る割引

| 例) | 会社 | 対象区間 | 実施内容 |
|----|-----|-----------------|------------------------------|
| | 中日本 | 静岡・名古屋地区 ↔ 浜松地区 | 高速道路2日間乗り放題とJTBの宿泊プランをセットで実施 |

○早期開通割引

| 例) | 会社 | 対象区間 | 実施内容 |
|----|-----|--------------|------------------|
| | 西日本 | みなべIC~南紀田辺IC | 新規開通区間の料金分を50%割引 |

○渋滞緩和を目的とした割引

| 例) | 会社 | 対象区間 | 実施内容 |
|----|-----|-----------------------|-------------------------------------|
| | 中日本 | 静岡IC~厚木IC ↔ 横浜IC~東京IC | 正月、GW、お盆の繁忙期において渋滞区間の朝と夜の通行料金を50%割引 |



料金割引と宿泊のパック商品「ドラ旅」が雑誌の2008ヒット予測ランキングの1位として紹介



(具体例)

- ・片側3車線で計画していた区間を2車線に縮小
- ・インターチェンジやジャンクションの形状をコンパクト化 等

民営化会社の経営と(独)高速道路機構の債務返済状況

◇民営化会社の経営状況(平成18年度決算)

- 民営化後、6社は一貫して決算で黒字を計上しており、経営は順調に推移。
- 好調な決算の背景には、景気回復基調により料金収入が計画を上回ったこと、暖冬による雪氷対策費用の減など経営環境に恵まれた面もあり、各社においては、更なる経営の効率化に取り組んでいる。
- 加えて、新たな収益の柱として関連事業の育成に努力。

会社の経営状況(平成18年度決算)

単位:億円

| | | 東日本 | 中日本 | 西日本 | 首都 | 阪神 | 本四 | 計 |
|--------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 高速道路事業 | 料金収入 | 7,090 | 6,104 | 6,649 | 2,546 | 1,829 | 775 | 24,993 |
| | 機構への賃借料 | 5,268 | 4,658 | 4,917 | 1,944 | 1,406 | 577 | 18,770 |
| | 営業利益(連結) | 90 | 97 | 126 | 37 | 17 | 20 | 387 |
| 関連事業営業利益(連結) | | 51 | 92 | 64 | 4 | 3 | 5 | 219 |
| 税引後当期純利益(連結) | | 98 | 117 | 120 | 27 | 17 | 13 | 392 |

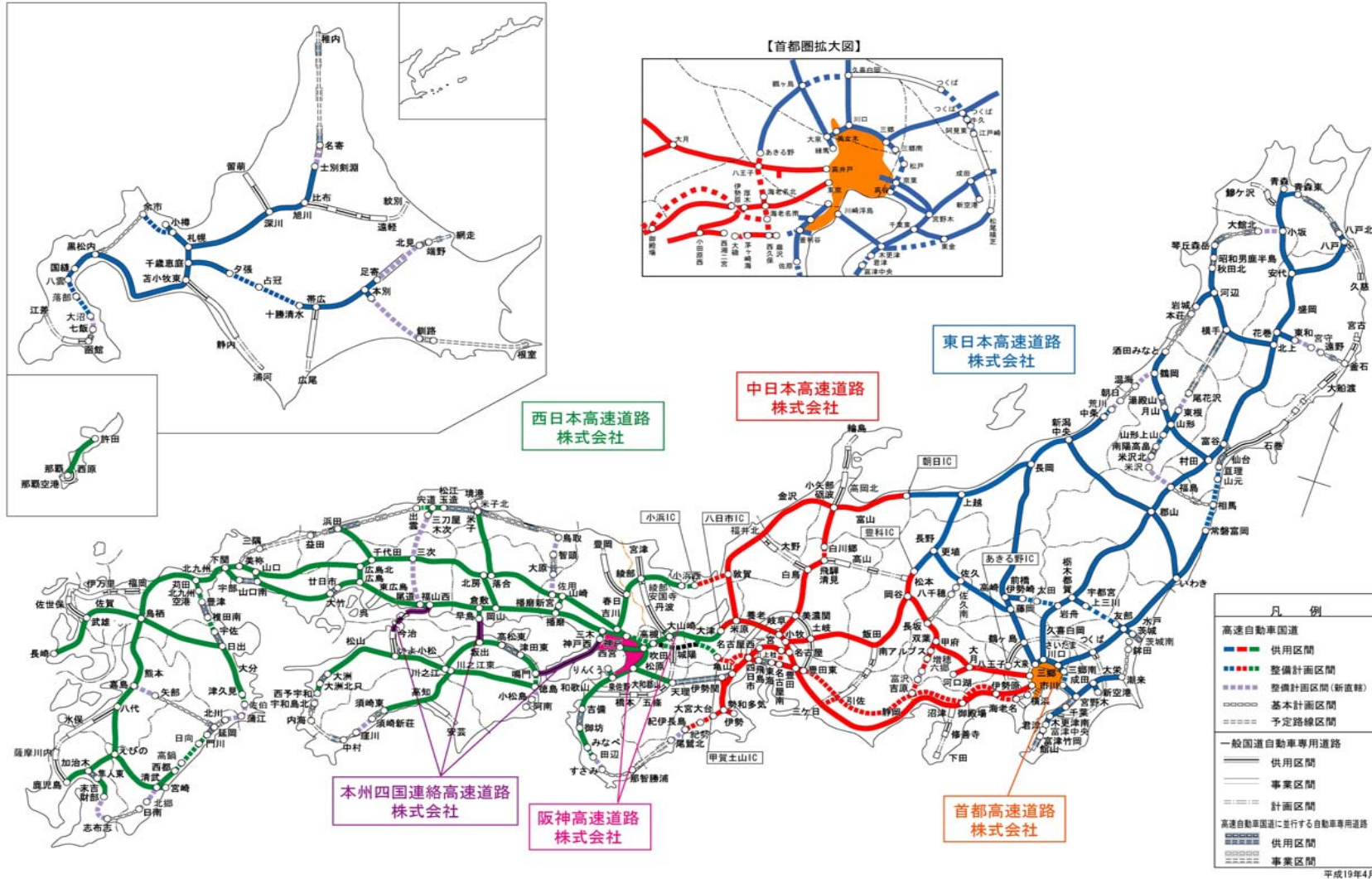
◇(独)高速道路機構の債務の着実な償還

- 債務の償還は、償還計画をやや上回るペースで順調に推移。
- (独)高速道路機構においては、財投機関債としては初めての超長期債(40年債)の発行など、昨今の低金利状況を活かしつつ、債務負担の軽減を図っている。

(独)高速道路機構の債務残高の推移 単位:兆円

| | | 未償還残高 | うち有利子債務 |
|----------|----|-------|---------|
| 平成18年度期首 | | 41.58 | 36.40 |
| 平成19年度期首 | 計画 | 40.74 | 35.49 |
| | 実績 | 40.49 | 35.23 |

高速道路株式会社の事業範囲



高速道路交流推進財団の概要

1. 組織概要（平成20年6月11日現在）

- 1) 理事長 村瀬 興一（むらせ こういち）
- 2) 役員 理事6名・監事1名
- 3) 評議員 7名
- 4) 組織 総務部（総務課）
企画部（企画一課、企画二課）
- 5) 職員数 21名
- 6) 所在地 東京都文京区小石川1-4-1
- 7) 正味財産 396億円（平成20年3月31日現在）
（内、基本財産30億円）
- 8) SA・PA事業譲渡資産 278億円
（東日本・中日本・西日本高速道路会社及びその子会社との譲渡価額）

2. 主な公益事業

1) 障害者のある方への支援に関する事業

各高速道路会社等で実施している「有料道路身体障害者等割引制度」への支援事業として、障害者の方が有料道路で、割引を受けるために必要な書類「有料道路障害者割引申請書 兼 ETC 利用申請書」等の印刷を行い、全国約3,400箇所の市町村福祉事務所等へ送付する事業を行っています。

| 年 度 | 金 額 | 申請書印刷部数 | 送付用封筒 |
|------------|----------|---------|-------|
| 平成18年度【実績】 | 16,835千円 | 60万部 | 40万部 |
| 平成19年度【実績】 | 22,860千円 | 100万部 | 67万部 |
| 平成20年度【予算】 | 24,630千円 | —— | —— |

2) 高速道路等における交通遺児への支援に関する事業

東日本・中日本・西日本高速道路株式会社が管理する道路における交通事故により亡くなられた方のお子様で、経済的な理由から修学困難な高校生等に「修学資金」の援助を行っております。また、修学資金の援助を受けて高等学校等の卒業生には、「卒業祝金」を贈っています。

| 年 度 | 金 額 | 修学資金支給者 | 卒業祝金支給者 |
|------------|----------|---------|---------|
| 平成18年度【実績】 | 20,503千円 | 62名 | 31名 |
| 平成19年度【実績】 | 19,729千円 | 66名 | 17名 |
| 平成20年度【予算】 | 23,950千円 | —— | —— |

* 修学資金支給者：28万2千円／年・人、卒業祝金支給者：10万円／人

3) 高速道路等と地域との連携推進に関する事業

この事業の一つとして行っている「観光資源活用トータルプラン」"来て見て良かった！また来るよ！"は、広域的に点在している観光資源を磨き上げ、それらを結合することで地域の魅力が向上し、プランの実施がその地域ならではの誇りや文化などの情報発信となり、観光客の増加、ひいては高速道路等の利用増につながることを期待されるものとして、地域観光振興に取り組んでいる観光協会、NPO 法人、商工会議所等から広く募集を行い、優秀な団体を表彰し、プランの実現に向けて最優秀賞国土交通大臣賞に対し最高3000万円、優秀賞に対し最高1000万円を計画実施支援金として当財団が支援しています。

| 年 度 | 金 額 | 応募 団体数 | 最優秀賞 国土交通大臣賞 | 優秀賞 |
|--------------|-----------|-----------|-----------------|-----|
| 平成 18 年度【実績】 | 53,316 千円 | 57 団体 | 1 点 | 2 点 |
| 平成 19 年度【実績】 | 65,823 千円 | 35 団体 | 1 点 | 3 点 |
| 平成 20 年度【予算】 | 58,000 千円 | —— | —— | —— |

4) 高速道路等に関連する文化の振興に関する事業

この事業の一環として行っている「日本の道の歴史」体系化事業は、平成 18 年度に方向性を定め、平成 19 年度から「日本の道の歴史」体系化事業委員会等を設置し、「原始・古代」、「中世」、「近世」、「近代」、「現代」の各時代ごとに調査、収集、整理した資料に基づき、それぞれ概説をとりまとめ、将来的には情報提供システムによる資料の公開、及び資料館（仮称）の設置も 10 年後を目途に構想しておりました。また、本事業の一環として、東京大学史料編纂所との共同研究により、自治体史の悉皆調査を行っております。

なお、本年 1 月 23 日、参議院本会議での国土交通大臣のご発言を踏まえ、当面、資料の収集等は見合わせております。

| 年 度 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 平成 18 年度【実績】 | 307 千円 |
| 平成 19 年度【実績】 | 59,675 千円 |
| 平成 20 年度【予算】 | 73,829 千円 |

(財)高速道路交流推進財団 財務諸表

貸借対照表

2008年 3月31日現在

(単位:円)

| 勘定科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------------|----------------|----------------|-----------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 422,583,340 | 915,703,457 | △ 493,120,117 |
| 未収金 | 133,548,767 | 573,559,672 | △ 440,010,905 |
| 貯蔵品 | 6,404,484 | 3,992,942 | 2,411,542 |
| 前払費用 | 28,544,639 | 9,254,515 | 19,290,124 |
| 立替金 | — | 31,405,505 | △ 31,405,505 |
| 流動資産合計 | 591,081,230 | 1,533,916,091 | △ 942,834,861 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 基本財産有価証券 | 2,975,637,918 | 2,972,632,867 | 3,005,051 |
| 基本財産積立資金 | 24,362,082 | 27,367,133 | △ 3,005,051 |
| 基本財産合計 | 3,000,000,000 | 3,000,000,000 | — |
| (2) 特定資産 | | | |
| 公益事業積立資金 | 32,422,026,756 | 32,264,299,950 | 157,726,806 |
| 新規事業積立資金 | 2,000,210,945 | 2,054,819,935 | △ 54,608,990 |
| 特定資産合計 | 34,422,237,701 | 34,319,119,885 | 103,117,816 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 建物 | 297,074,350 | 293,447,333 | 3,627,017 |
| 建物減価償却累計額 | △ 147,896,587 | △ 137,630,736 | △ 10,265,851 |
| 構築物 | 6,644,646 | 6,644,646 | — |
| 構築物減価償却累計額 | △ 4,749,993 | △ 4,608,621 | △ 141,372 |
| 器具備品 | 36,583,724 | 36,272,577 | 311,147 |
| 器具備品減価償却累計額 | △ 21,224,351 | △ 19,049,827 | △ 2,174,524 |
| 建設仮勘定 | 4,400,000 | — | 4,400,000 |
| 無形固定資産 | 5,456,743 | 12,933,161 | △ 7,476,418 |
| 投資有価証券 | 1,602,247,920 | 2,269,129,680 | △ 666,881,760 |
| 敷金 | 81,683,241 | 75,042,705 | 6,640,536 |
| 保証金等 | 15,800,000 | 15,800,000 | — |
| 長期前払費用 | 20,838,840 | 23,888,759 | △ 3,049,919 |
| その他固定資産合計 | 1,896,858,533 | 2,571,869,677 | △ 675,011,144 |
| 固定資産合計 | 39,319,096,234 | 39,890,989,562 | △ 571,893,328 |
| 資産合計 | 39,910,177,464 | 41,424,905,653 | △ 1,514,728,189 |

貸借対照表

2008年3月31日現在

(単位:円)

| 勘定科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 93,100,982 | 54,683,000 | 38,417,982 |
| 未払費用 | 68,511,256 | 14,976,440 | 53,534,816 |
| 未払法人税等 | 70,000 | 70,000 | — |
| 未払消費税等 | 248,800 | 600,886,700 | △ 600,637,900 |
| 預り金 | 117,061 | 48,033 | 69,028 |
| 賞与引当金 | 15,135,494 | 12,644,700 | 2,490,794 |
| 流動負債合計 | 177,183,593 | 683,308,873 | △ 506,125,280 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 預り保証金 | 51,300,000 | 51,300,000 | — |
| 役員退職慰労引当金 | 8,675,250 | 5,562,750 | 3,112,500 |
| 固定負債合計 | 59,975,250 | 56,862,750 | 3,112,500 |
| 負債合計 | 237,158,843 | 740,171,623 | △ 503,012,780 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | — | — | — |
| (うち基本財産への充当額) | (—) | (—) | (—) |
| (うち特定資産への充当額) | (—) | (—) | (—) |
| 2. 一般正味財産 | 39,673,018,621 | 40,684,734,030 | △ 1,011,715,409 |
| (うち基本財産への充当額) | (3,000,000,000) | (3,000,000,000) | (—) |
| (うち特定資産への充当額) | (34,422,237,701) | (34,319,119,885) | (103,117,816) |
| 正味財産合計 | 39,673,018,621 | 40,684,734,030 | △ 1,011,715,409 |
| 負債及び正味財産合計 | 39,910,177,464 | 41,424,905,653 | △ 1,514,728,189 |

正味財産増減計算書

2007年 4月 1日から2008年 3月31日まで

(単位:円)

| 勘 定 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|--------------|---------------|----------------|------------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 57,252,492 | 33,577,074 | 23,675,418 |
| 基本財産運用益計 | 57,252,492 | 33,577,074 | 23,675,418 |
| ② 特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 968,621,769 | 410,412,988 | 558,208,781 |
| 特定資産償還益 | 141,000,000 | — | 141,000,000 |
| 特定資産運用益計 | 1,109,621,769 | 410,412,988 | 699,208,781 |
| ③ 事業収益 | | | |
| 事業収益 | 168,312,992 | 153,255,897 | 15,057,095 |
| 事業収益計 | 168,312,992 | 153,255,897 | 15,057,095 |
| ④ 固定資産評価益 | | | |
| 投資有価証券評価益 | — | 1,197,173,280 | △ 1,197,173,280 |
| 固定資産評価益計 | — | 1,197,173,280 | △ 1,197,173,280 |
| ⑤ 雑収益 | | | |
| 受取利息 | 2,466,793 | 66,219,450 | △ 63,752,657 |
| 受取配当金 | 20,086,800 | 18,078,120 | 2,008,680 |
| 雑収益 | 6,291,553 | 55,024,330 | △ 48,732,777 |
| 雑収益計 | 28,845,146 | 139,321,900 | △ 110,476,754 |
| ⑥ 事業部門繰入額 | | | |
| 収益事業部門繰入額 | 294,596,922 | 15,716,246,356 | △ 15,421,649,434 |
| 事業部門繰入額計 | 294,596,922 | 15,716,246,356 | △ 15,421,649,434 |
| 経常収益計 | 1,658,629,321 | 17,649,987,495 | △ 15,991,358,174 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 事業費 | | | |
| 給料手当 | 102,055,006 | 96,446,024 | 5,608,982 |
| 法定福利費 | 10,905,239 | 9,171,874 | 1,733,365 |
| 退職給付費用 | 18,804,515 | 15,202,477 | 3,602,038 |
| 賞与引当金繰入額 | 9,065,207 | 7,415,930 | 1,649,277 |
| 厚生費 | 1,004,372 | 1,537,758 | △ 533,386 |
| 旅費 | 1,592,779 | 6,712,427 | △ 5,119,648 |
| 通勤費 | 3,224,331 | 1,708,051 | 1,516,280 |
| 賃借料 | 8,711,900 | 12,545,551 | △ 3,833,651 |
| 宿舍管理費 | 786,560 | 659,367 | 127,193 |

正味財産増減計算書

2007年 4月 1日から2008年 3月31日まで

(単位:円)

| 勘 定 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|--------------|---------------|----------------|------------------|
| 休憩施設運営費 | 98,394,597 | 169,435,200 | △ 71,040,603 |
| 障害者割引申請書等作成費 | 20,162,480 | 19,425,229 | 737,251 |
| 交通遺児修学援助費 | 19,729,000 | 20,503,321 | △ 774,321 |
| 交通安全啓発費 | 28,570,000 | 30,000 | 28,540,000 |
| 地域連携推進費 | 92,312,998 | 53,316,000 | 38,996,998 |
| 文化振興事業費 | 41,376,016 | 307,290 | 41,068,726 |
| 公益事業協賛費 | 58,080,000 | 89,865,000 | △ 31,785,000 |
| 調査研究費 | 35,662 | 49,297 | △ 13,635 |
| 減価償却費 | 15,312,592 | 9,773,474 | 5,539,118 |
| 事業費計 | 530,123,254 | 514,104,270 | 16,018,984 |
| ② 管理費 | | | |
| 役員報酬 | 32,532,000 | 36,232,500 | △ 3,700,500 |
| 給料手当 | 70,869,300 | 104,071,673 | △ 33,202,373 |
| 役員退職慰労金 | — | 6,885,000 | △ 6,885,000 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 3,112,500 | 5,562,750 | △ 2,450,250 |
| 法定福利費 | 9,085,532 | 9,871,753 | △ 786,221 |
| 退職給付費用 | 10,597,736 | 13,619,906 | △ 3,022,170 |
| 賞与引当金繰入額 | 6,070,287 | 5,228,770 | 841,517 |
| 厚生費 | 1,631,138 | 2,591,177 | △ 960,039 |
| 旅費 | 220,955 | 5,798,665 | △ 5,577,710 |
| 通勤費 | 1,705,951 | 3,103,438 | △ 1,397,487 |
| 宿舍管理費 | — | 15,674,534 | △ 15,674,534 |
| 一般管理費 | 71,866,286 | 207,268,909 | △ 135,402,623 |
| 賃借料 | 73,867,854 | 145,147,183 | △ 71,279,329 |
| 減価償却費 | 2,867,532 | 7,902,304 | △ 5,034,772 |
| 支払利息 | — | 13,464,563 | △ 13,464,563 |
| 雑損失 | — | 14,034,396 | △ 14,034,396 |
| 管理費計 | 284,427,071 | 596,457,521 | △ 312,030,450 |
| ③ 固定資産評価損 | | | |
| 特定資産評価損 | 1,199,970,000 | 531,420,000 | 668,550,000 |
| 投資有価証券評価損 | 666,881,760 | — | 666,881,760 |
| 固定資産評価損計 | 1,866,851,760 | 531,420,000 | 1,335,431,760 |
| ④ 事業部門繰出額 | | | |
| 公益事業部門繰出額 | 294,596,922 | 15,716,246,356 | △ 15,421,649,434 |
| 事業部門繰出額計 | 294,596,922 | 15,716,246,356 | △ 15,421,649,434 |
| 経常費用計 | 2,975,999,007 | 17,358,228,147 | △ 14,382,229,140 |

正味財産増減計算書

2007年 4月 1日から2008年 3月31日まで

(単位:円)

| 勘 定 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|-----------------|-----------------|----------------|------------------|
| 当期経常増減額 | △ 1,317,369,686 | 291,759,348 | △ 1,609,129,034 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 基本財産売却益 | — | 640,317 | △ 640,317 |
| 寄付金収入 | — | 18,759,149,456 | △ 18,759,149,456 |
| 退職給付引当金戻入益 | — | 1,644,566,721 | △ 1,644,566,721 |
| 経常外収益計 | — | 20,404,356,494 | △ 20,404,356,494 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 特定資産売却損 | 174,476 | 6,029,938 | △ 5,855,462 |
| 有形固定資産売却損 | 4,976,343 | 8,843,393,247 | △ 8,838,416,904 |
| 有形固定資産除却損 | — | 146,522,501 | △ 146,522,501 |
| 無形固定資産除却損 | 1,874,904 | — | 1,874,904 |
| 無形固定資産減損損失 | 5,187,900 | 5,367,293 | △ 179,393 |
| 経常外費用計 | 12,213,623 | 9,001,312,979 | △ 8,989,099,356 |
| 当期経常外増減額 | △ 12,213,623 | 11,403,043,515 | △ 11,415,257,138 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △ 1,329,583,309 | 11,694,802,863 | △ 13,024,386,172 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 70,000 | 70,000 | — |
| 過年度法人税、住民税及び事業税 | 2,166,000 | 19,718,550 | △ 17,552,550 |
| 法人税等還付金額 | 320,103,900 | — | 320,103,900 |
| 当期一般正味財産増減額 | △ 1,011,715,409 | 11,675,014,313 | △ 12,686,729,722 |
| 一般正味財産期首残高 | 40,684,734,030 | 29,009,719,717 | 11,675,014,313 |
| 一般正味財産期末残高 | 39,673,018,621 | 40,684,734,030 | △ 1,011,715,409 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | — | — | — |
| 指定正味財産期首残高 | — | — | — |
| 指定正味財産期末残高 | — | — | — |
| III 正味財産期末残高 | 39,673,018,621 | 40,684,734,030 | △ 1,011,715,409 |

財団法人高速道路交流推進財団寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人高速道路交流推進財団（以下「財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 財団は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 財団は、高速道路その他の道路（以下「高速道路等」という。）に係る利用者の福祉の推進、地域との連携推進に関する事業等を行い、高速道路等の利用者の便益増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高速道路等利用に係る障害者の支援に関する事業
- (2) 高速道路等上の事故による交通遺児への支援に関する事業
- (3) 高速道路等における交通安全啓発に関する事業
- (4) 高速道路等と地域との連携推進に関する事業
- (5) 高速道路等に関連する文化の振興に関する事業
- (6) その他財団の目的達成に必要と認められる事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 財団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 財団に、次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書添え、

遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 理事長は、財団を代表し、その業務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、財団の業務を議決し、執行する。
- 4 理事（常務理事を除く）の担当業務は理事長が別に定める。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときには、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

- 第20条** 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

- 第21条** 財団に、顧問を1名置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 理事会

(構成)

- 第22条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第23条** 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第24条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第25条** 理事会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第17条第5項第4号の規定により監事が召集する場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会におい

て、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、財団と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第36条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 事業計画及び予算に関する書類
 - (4) 事業報告及び決算に関する書類
 - (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (6) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - (8) 理事及び監事の履歴書
 - (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
 - (10) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 補則

(細則)

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則（昭和40年5月27日認可）

- 1 この協会の設立当初の役員は、次のとおりとし、その任期はこの寄附行為の規定にかかわらず昭和42年5月31日までとする。
- 2 この協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は別紙のとおりとする。
- 3 この協会の設立当初の会計年度は、この寄附行為の規定にかかわらずこの協会の設立許可の日から昭和41年3月31日までとする。

理事長 門叶 宗雄
常務理事 山田樹三郎
監事 橋本 乙次

附 則（平成10年9月4日認可）

- 1 この寄附行為の変更は、建設大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第1条及び第2条については平成10年10月1日より施行する。

理事長 杉岡 浩

附 則（平成17年12月20日認可）

- 1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第4条第1号、第2号及び第7号の事業の執行は、平成18年3月31日までとする。

理事長 久保 博資

附 則（平成18年3月30日認可）

- 1 この寄附行為は平成18年4月1日より施行する。

理事長 久保 博資